

第72回兵庫県国土利用計画審議会

令和7年12月24日（水）

県庁3号館

第72回兵庫県国土利用計画審議会

令和7年12月24日（水）
県庁3号館6階第1委員会室
開会 午後02時00分

○会長

審議に入る前に、まず進め方について、事務局より御説明をお願いいたします。

○事務局

皆様、補足資料2と書かれた資料を御覧ください。1番下にある、A4横向きの資料になります。本日は、昨年12月に諮問いたしました「兵庫県国土利用計画及び兵庫県土地利用基本計画の改定について」及び本日諮問をさせていただく「土地利用基本計画の一部変更について」について、御審議いただき、答申をいただきたいと存じます。審議は、特別委員会を設置し、1年をかけて審議を行っていただきました国土利用計画及び土地利用基本計画の計画図以外の内容、補足資料2の赤枠囲みの部分と、例年行っている土地利用基本計画図の変更、補足資料2の青枠囲みの部分の2つに分けて行っていただきたいと考えております。今回、国土利用計画と土地利用基本計画を一体化して、兵庫県県土利用計画として改定することとしましたので、答申は一括して行っていただきたいと存じます。ただ、これまでの審議の経緯を踏まえ、それぞれの内容ごとに説明させていただき、賛否を確認させていただきたいと存じます。審議の進め方についての説明は以上になります。

○会長

御説明ありがとうございます。ただ今の御説明に関しまして、何か御意見などございますでしょうか。進め方について、御異議がないということによろしいでしょうか。

○委員

(首肯)

○会長

はい。ありがとうございます。それでは審議の方に入りたいと思います。

まず項目の1つ目としまして国土利用計画及び土地利用基本計画の計画図以外の部分につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

具体的な審議に先立ちまして、国土利用計画及び土地利用基本計画の概要について、簡単に説明させていただきます。お手元の参考資料1「国土利用計画法の体系」と書かれた図解資料を御覧ください。横長の資料になります。国土利用計画法は、国土利用計画や土地利用基本計画の策定、土地取引の規制に関する措置という3つで構成されており、このうち、国土利用計画と土地利用基本計画の2つが本日の審議に関係いたします。表の左側の国土利用計画は、国土利用に関する行政上の指針となるものです。国土利用に関する基本的かつ長期的な構想計画で、全国計画を基本として、都道府県計画、市町村計画の3つで構成されております。県の国土利用計画は、原則として、概ね10年ごとに行われる全国版の国土利用計画の改定に伴い、変更を行ってきています。令和5年7月に全国版の国土利用計画が改定されたことを受け、1年かけて審議をしていただいたほとんどの部分がこの国土利用計画になります。次に、表の中央を御覧ください。土地利用基本計画は、国土利用計画を受けまして、当該地域の土地利用に関する計画を総合的に調整する役割と、土地取引及び開発行為に対する規制基準としての役割を持っています。今回の変更においては、先ほど御説明したように、国土利用計画と土地利用基本計画を合わせて諮問しておりますので、両計画を合わせた形での答申をいただければと思います。また、これまでの検討の過程において、両計画を合わせて、「兵庫県国土利用計画」という名称とすることとしております。さて、土地利用基本計画の具体的な中身としては、資料の一番中央の四角にある(1)計

画書と(2)5万分の1の計画図になります。(1)計画書については、県土利用に関して、土地利用の考え方や都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の5つの地域の区分の考え方を示すもので、県では国土利用計画の改定に合わせて、概ね10年ごとに改定を行ってきております。(2)5万分の1の計画図では、五地域それぞれの状況に応じて、調和ある土地利用を行うこととしております。この土地利用基本計画の趣旨を受けまして、各個別規制法により、土地利用に関しての具体的な規制が行われるという体系になっております。そのため、土地利用に係る諸計画の上位計画となる土地利用基本計画におきましては、五地域区分と対応する個別規制法による地域・区域が乖離しないように運用しており、個別規制法による地域・区域を変更しようとする場合は、土地利用基本計画の所管として、五地域の総合調整の視点から支障がないか確認し、土地利用計画図を変更する必要があります。よって、計画図につきましては、概ね毎年度、個別規制法による地域・区域との整合を図る部分的な変更を行ってきており、今回も土地利用基本計画図の変更に関して、計8件の案件について、諮問・報告を予定しております。以上、国土利用計画及び土地利用基本計画の全体の概要について簡単に御説明いたしました。

続きまして、ここから兵庫県県土利用計画、国土利用計画及び土地利用基本計画のうち計画書について説明いたします。見ていただく資料ですが、資料1「第71回兵庫県国土利用計画審議会での意見への対応」、こちらは前回の審議会での御意見ですが、これを中心に、資料3の計画本文(案)と資料4の計画概要版、これらを併せて御覧いただきながら、前回審議会時点からの変更点を説明させていただきます。

まず、資料4を御覧いただきながら、兵庫県県土利用計画の全体構成のおさらいをさせていただきます。一番上の課題のところ、「人口減少・高齢化等を背景とした県土の管理水準の悪化と地域社会の衰退への対応」など課題を5つに整理し、それに対応した県土利用の基本方針を5つに整理して示しています。次のページでは、それぞれの区分、地域類型別、利用区分別、地域

別に基本方針を整理しております。次のページでは、県土の利用区分ごとの規模の目標について、「各利用区分の近年の増減傾向や今後の人口予測等を踏まえつつ、県土利用の基本方針を考慮し設定」し、その目標を実現するための措置として、具体的な方向性などを記載しています。次のページからは土地利用基本計画になります。4ページ目では五地域の原則を、5ページ目では五地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針を記載しております。これが全体構成になります。

それでは、ここから前回審議会からの変更点を見ていきたいと思います。資料1と、主に資料3の計画本文(案)を参照しながら確認していきます。時間に限りがあることから、単なる表現の変更などの箇所についての説明は割愛させていただきます。なお、資料1の記載方法ですが、意見を受け、修正を行ったものに関しては、対応欄に「修正」と記載しています。「修正」と書かれていない項目は原案のままとしていますので、御承知おきの上、御覧ください。では、資料1の上から順にいきます。資料1の1番です。資料3の本文2ページの農地、森林の現状の部分に対して、「農地や森林は本当に疲弊しているが、計画には軽く書かれているのみ。もっと重い問題である。」という御意見がありました。これについては、本文に記載されている内容は個別計画で使われている表現を踏襲し、総合的な計画であることを踏まえた表現となっております。次に、資料1の2番で、資料3の本文4ページで、「気候風土、歴史文化の異なる、摂津、播磨、但馬、丹波、淡路の旧五国が一つになり…」との記載に対して、「旧五国が兵庫の個性なのか」という御意見がございましたが、本文にも記載しておりますとおり、ひょうごビジョン2050において、兵庫の強みの1つとして、五国の個性が挙げられており、それに準じて記載しているところとなっております。次に、資料1の3から5番です。「地域」という単語について、一文で重複して使用したりして、わかりづらいとの指摘がありました。これについて、使用している文脈などでの意味合いを整理し、置き換えられる箇所は置き換えるように検討しました。その

結果、ほとんどの箇所で、固有名詞としての使われ方や国の第六次計画との整合などから置き換えられない、あるいは、別の単語に置き換えると不自然になるなど置き換えはできなかったのですが、5ページ上部の表題が、従前は「地域全体の利益の実現」としていたところを、どこで誰か利益を享受するのかという点を考慮して、「県土全体の利益の実現」という表題にし、「県土全体で県民が利益を享受する社会を実現する」と記載しました。また、例えば、6ページの災害関係の記載の箇所について、この分野でよく使われる単語である「エリア」という単語の一部置き換えるなど、可能な範囲で「地域」という単語の置き換えを行いました。続きまして、資料1には記載していませんが、5ページの上から5つ目の段落の箇所について、従前より少し記載を追加しております。国土の管理構想については、前回審議会時点から記載があった部分ではあります。記載の趣旨は全く変わっていませんが、国との事前協議の中で、その内容について詳細に記載するように変えました。次は、資料1の7番になります。「大都市、準大都市、地方都市の区分は何によるのか。人口か、土地需要か、行政的な区分か。西宮、加古川が準大都市というのは違和感がある。」という御意見です。この意見に対しまして、この区分は具体の市町を示すものではなく、大都市圏、準大都市圏、地方都市圏の概念を示すものとしています。その概念について追記させていただきました。資料3の本文9ページの真ん中辺りのところになります。

「①瀬戸内海臨海部に位置し、広域的に複合的な都市機能の集積度が特に高い市街地を大都市圏、②大都市圏に近接し、地域全体を対象とした都市機能が一定以上集積している市街地を準大都市圏、③郊外に開発されたニュータウンを含む市街地を都市縁辺部（大都市圏、準大都市圏共通）、④多自然地域の魅力を有し、日常の生活圏を対象として、生活に密着した都市機能が集積する市街地を地方都市圏に分類」という記載を追加しました。次に、資料1の8番になります。「低未利用土地の発生をなるべく抑えるように」という御意見です。これについては、資料3の本文14ページのdの項目の中で、様々な方面から低未利用土地の発生を抑制し、そうなりそうな土

地を有効活用するというような記載を行っております。資料1に戻りまして9番です。「地域別の神戸・阪神地域に、「福祉コミュニティの形成」とあるが、神戸市では「防災福祉コミュニティ」として取り組んでいる。ソフト面の防災の取組もしっかり記載して欲しい」との御意見です。資料3の本文15ページです。神戸市における、防災活動だけではなく日頃からの近所づきあいや顔の見える関係づくりの福祉活動も行い、いざというときにもお互いが助け合える組織づくりを目指す防災福祉コミュニティを例示として、平常時からの防災の取組について記載しました。資料1に戻りまして10番です。「米を増産しようという機運がある中、農地の目標値が減少していることが解せない。世情を反映するべき」という御意見です。これについて、資料3の本文に複数記載箇所があるのですが、本文で少し戻っていただいて、5ページの一番下で、「農地については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、競争力強化に向け適切な管理を行う。」という記載を、また少し飛んでいただいて11ページの(ア)農地の一番上で、「農地は県民生活を支える食料等の生産基盤であることを踏まえ、食料の安全保障の観点から安定供給に不可欠な優良農地の確保を図るため、農地法や農振法などの適正な運用を通じて、計画的で秩序ある土地利用を推進する。」という記載を行っており、特に優良農地を確保するという点を前面に出した記載としております。資料1の11番です。「本文には規模の目標の考え方が書かれているが、概要版には数値のみである。概要版にも、どういう考え方で設定したか記載してはどうか」という御意見です。これについては資料4になります。資料4の概要版3枚目を御覧ください。概要版の限られたスペースでどうしても要点のみとなるのですが、目標値の算出の考え方について、「各利用区分の近年の増減傾向や今後の人口予測等を踏まえつつ、県土利用の基本方針を考慮し設定」と説明を追記しました。資料1に戻りまして12番です。「森林について、荒廃森林が増加する話は聞くが、「減少面積が増大」は馴染まない。」という御意見です。資料3の本文17ページです。2の(1)の①から⑤となっている箇所の下段落です。「なお、担い

手不足などにより、荒廃農地等が増加傾向にあり、対策を講じなければ、今後も減少面積が増大する可能性があるが…」という箇所があります。ここが前回審議会時点では、荒廃する森林のことも合わせて記載していましたが、御指摘のとおり、森林面積は林地開発行為で微減していただくのものであって、森林が荒廃しても、森林でなくなるわけではないということから、この箇所への森林も合わせた記載を削除し、農地に限った記載に改めました。資料1の13番になります。

「水害に遭いやすい集落や土砂災害に遭いやすい集落など全ての集落を保護する費用はとても大きい。そういう地域があることを意識してほしい。」という御意見です。これに対応しまして、資料3の本文6ページ、(b)の上から3つ目の段落です。「国において、都市計画法改正による土砂災害警戒区域等の災害ハザードエリアにおける市街化調整区域の開発許可の厳格化や、宅地造成及び特定盛土等規制法の施行による危険な盛土等の規制の拡大が行われた。本県でもこれら法改正に合わせた制度の見直し等を行い、災害発生リスクの高いエリア等における住宅等の建築抑制や構造規制といった土地利用制限や、災害リスクの低いエリアへの公共施設等の立地の促進、より安全なエリアへの居住機能の誘導の取組を進める。」としています。また、少し飛びまして21ページになります。(イ)の上から3つ目の項目のところです。「特に都市計画区域における土砂災害特別警戒区域等の災害ハザードエリアにおいては、災害ハザードマップの周知を図るとともに、立地適正化計画において居住誘導区域外とすることで新たな住宅の立地を抑制する。また、必要に応じて市街化調整区域にするなど都市計画制度による立地規制を導入するとともに、市街化調整区域の開発許可の厳格化を図る。さらに、土砂災害警戒区域等における特別指定区域の指定に際しては、安全上又は避難上の対策を条件とする。」としています。これらのように、災害の発生しやすい場所への立地規制について記載しております。資料1の14番です。「原則として」が使用されているが、例外の場合の方針を準備すること。」という御意見ですが、それに対しまして、「本計画は総合的な計画のため、原則的な事項等の記載にとどめている。」と

いう内容を書かせていただいております。ここまで資料1を御覧いただきましたが、この他、国との協議や県内部の関係課との協議によって、表現を修正した箇所がありますが、全て内容を大きく修正するようなものではなく、表現の修正にとどまるものであるため、説明は割愛させていただきます。

次に、この案について、11月にパブリック・コメント手続を行いましたので、その際にいただいた御意見等を御紹介させていただきます。資料2を御覧ください。縦長の資料になります。パブリック・コメント手続は、令和7年11月10日から12月1日にかけて行い、2名の方より御意見をいただき、内容を分類整理し、8件の意見として整理しております。資料2の表の上から順に御紹介させていただきます。1番の御意見です。「県民局主導で鉄道の充実を強力に推進して欲しい。」という趣旨の御意見がありました。これに対する県の考え方としまして、「本計画は県土の利用に関する各種計画の行政上の指針となるもので、個別具体の事業に関しては、関係法令に基づく個別計画等において検討されることとなります。」としております。2番の御意見です。「宅地について、「農地や森林等からの転換を抑制しつつ、必要な用地を確保」とあるが、抑制をやめたほうがよい。住宅も横浜や大阪を模範に阪神各地に建てるべき。」という御意見です。これに対する県の考え方は、「農地は県民生活を支える食料等の生産基盤であり、森林は多面的機能を有し、生物多様性保全などに重要な役割を果たしていることから、農地や森林等からの転換は抑制することとしています。住宅地については、地域活力の維持・向上のために必要な住宅地については新たな用地を確保することとしております。」としております。3番の御意見です。「野球場の新設や音楽会場の建設・誘致をし、これらを開業・運営することで発生する儲けを社会保障に充てる体制にしていくべき。」という御意見です。これに対する県の考え方は、1番の御意見に対する考え方と同じく「個別具体の事業に関しては、関係法令に基づく個別計画等において検討されることとなります。」としております。4番の御意見です。「県土利用

の目標を以下に変更すべき。水面・河川・水路：34、道路：40、住宅地：70、住宅：45、工業用地：12、その他の用地：25」という御意見です。なお、提出された御意見の原文の段階から、特に単位は記載されておりませんでした。概要版と同じく千ヘクタールではないかと推測されます。また、どういう考え方でこの数値になるのかについても、原文には記載されていませんでした。これに対する県の考え方は、「計画(案)の目標は、将来人口や各種計画等を前提とし、利用区分別の現況と変化についての調査に基づき、利用区分別に必要な土地面積を推計したものであり、道路等においては、計画期間中の実施計画等を基に、関係課と協議の上、設定したものです。」としております。その他4件の御意見は、それぞれ「準大都市圏における県土利用の基本方針」、「ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策」、「災害ハザードエリアでの立地抑制」、「事前防災・事前復興について」の4点に対する賛同意見でございましたので、特にこれに対する県の考え方は記載しておりません。以上がパブリック・コメント手続で提出された御意見とそれに対する県の考え方になります。

最後に、今後のスケジュールを御説明します。参考資料2を御覧ください。表題に「検討経緯・今後のスケジュール」と書いている横長1枚ものの資料になります。令和5年7月の国土利用計画の全国計画の閣議決定を受けまして、令和6年12月に本審議会にて諮問させていただきました。その後、3回の特別委員会、今年9月の本審議会での検討を経て、11月にパブリック・コメント手続を実施しました。本日の審議によって答申をいただけたら、2月の県議会に、国土利用計画の部分だけにはなりますが、議案として上程させていただき、3月に議決をいただいで策定する予定となっております。兵庫県県土利用計画、国土利用計画と土地利用基本計画の計画図以外の部分に係る説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長

御説明ありがとうございます。ただ今、事務局から修正の箇所について説明がありましたが、

基本的には前回の審議会のときに提示いただいた案について、各所からの御指摘を踏まえて、所要の修正を行ったというのが今回の修正の性格であるということです。前回の審議会での御意見を踏まえて手直しされた本日の案につきまして、まずは、御質問、あるいは、御意見をお伺いしたいと思います。まず、ただ今の御説明、委員の皆様からの意見を受けた修正案とパブリック・コメント手続に対する対応について、よろしく願いいたします。かなり文章量が多く、本文に落とし込みをしていただいておりますが、皆様からの御意見が適切に落とし込まれているかというところはよろしいでしょうか。1年かけて熟議してきましたので、最終的な修正というところになりますが、大丈夫でしょうか。

○会長

パブリック・コメント手続についても、お二方みの御意見だったということですね。

○事務局

はい。2名からの御意見でした。

○会長

これは回答として、ホームページ等に掲載されるのでしょうか。

○事務局

はい。今日の修正を受けてですが、資料2がそのまま載ることになります。

○会長

パブリック・コメント手続の御意見を受けての修正はないということですね。

○事務局

はい。結果として、全くありませんでした。

○会長

今回の修正案については、御賛同いただけそうですので、その他何か、もしございましたら、

この際、御意見いただけたらと思います。文言についても、たくさんの御指摘をいただいて、かなり修正していただいているので、整理されたのかなと思いましたが、いかがでしょうか。

よろしいですか。御意見なさそうですね。そうしましたら、こちらを原案として、賛成の方につきましては挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員

(全員挙手)

○会長

はい。全員賛成ということで承りたいと思います。よろしく願いいたします。

そうしましたら、2つ目の項目は土地利用計画基本計画の計画図の一部変更について、7市町の区域の審議、1市の区域の報告になります。本来であれば、1市町ずつ賛否の確認をさせていただくところですが、数が多いため、一定まとめた審議とさせていただきたいと思えます。そうしましたら、事務局から順次説明をお願いいたします。

○事務局

本日の審議といたしましては、資料5の枝番を振っている資料を御覧いただいたの審議になりますが、資料5-1から5-3というもので1つ、資料5-4から資料5-7までで1つ、資料5-8で1つということで、3つに区分して説明・審議をいただければと思います。ここから例年どおりの審議となりますが、個別の御説明の前に、全体の概要について説明させていただきます。参考資料4を御覧ください。今回、取り扱う案件の位置図になります。また併せて参考資料5を御覧ください。点線で左右に分かれた資料になりますが、参考資料4にある1から7の案件については、参考資料5の左のフローを基に審議会で取り扱っております。また、参考資料4の8の森林地域の縮小につきましては、参考資料5の右のフローを基に報告案件として手続を行っております。森林地域の縮小に関しての手続詳細につきましては、その案件の説明の中で補足させていただきます。

ます。また、先ほども御覧いただきました参考資料3ですが、国土利用計画法の各地域と個別規制法の対応を記載しております。続けて参考資料6を御覧ください。表が載っている資料になります。今回の変更内容の総括表になります。今回提示させていただいた変更を全て行った場合のもので、今回、農業地域、森林地域の変更がございます。全てを差し引きして、農業地域が18.5ヘクタール増加、森林地域が15.5ヘクタール減少となっております。

それでは、諮問させていただく案件について順次説明に入らせていただきます。今回は案件の数が多いことから、先ほど申しましたように、それぞれいくつか案件をまとめて説明、賛否の確認の流れで進めさせていただきたく存じます。それでは、1つ1つ説明させていただきます。

資料5-1をお願いいたします。1番目の案件であるため、初めに資料及び図面等がどういうふうに記載されているかという説明を行います。左下の図が位置図、右上の図が航空写真となっております。囲っている部分が今回の変更箇所となっており、縮尺は、各変更区域の大きさに合わせたものを採用しておりますので、案件ごとにバラバラとなっております。右下の図が今回変更予定の土地利用基本計画図の一部です。参考資料3も併せて御覧いただければと思いますが、土地利用基本計画は、五地域に区分されておまして、地域の考え方については参考資料3に記載のとおりとなっております。参考資料3の右側の計画図のイメージ、あるいは、資料5-1では、右下の(4)土地利用基本計画図を御覧ください。土地利用基本計画図では、都市地域は赤色、農業地域は濃い黄色、森林地域は緑色、自然公園地域は青色、自然保全地域は紫色で表示されています。また、資料5-1の右下の(4)土地利用基本計画図では、変更案件が縮小案件の場合は、縮小部分を黄色で、また拡大案件の場合は、拡大部分をピンク色で囲んで表示しております。資料の全体的な表示の説明は以上になります。

では、具体的な区域について説明させていただきます。資料5-1から5-3、それぞれ農業地域の拡大に関する案件3市町分をまとめて説明させていただきます。資料5-1は、猪名川農業地域

の拡大についてです。場所は川辺郡猪名川町清水及び清水東になっております。清水・清水東両地区は、猪名川町北部の山間に位置しております。現在、清水・清水東地区は都市地域に入っています。そこに農業地域を加えまして、農業地域を 27.9 ヘクタール拡大します。変更する理由としては、ほ場整備により、総合的な農業の振興を図るため、農業振興地域に編入予定です。土地利用に関する事項としては、農振農用地区域を設定し、ほ場整備事業の実施により、農業地形成を図ります。その他、事業に関する事項としまして、農振法による農業振興地域に令和 8 年 3 月に編入予定となっております。地域住民等への協議状況ですが、猪名川町が清水自治会、清水東自治会への説明会を令和 7 年 5 月に実施しており、この際、住民からの要望は特にありませんでした。資料 5-1 の説明は以上です。

資料 5-2 は、姫路農業地域の拡大です。場所は姫路市飾東町志吹となっております。播但連絡道路花田インターチェンジの東に位置しております。現在、全域が都市地域に、そのうちの一部が森林地域にも入っています。そこに農業地域を加えまして、農業地域を 42.2 ヘクタール拡大します。変更する理由としては、ほ場整備事業の区域とし、総合的な農業の振興を図るため、農業振興地域に編入予定です。土地の利用に関する事項としては、農振農用地区域を設定し、ほ場整備事業の実施により、農業地形成を図ります。その他、事業に関する事項としまして、農振法による農業振興地域に令和 8 年 3 月に編入予定となっております。地域住民等への協議状況ですが、姫路市が志吹自治会への説明会を令和 4 年 11 月に実施しており、この際、住民からの要望は特にありませんでした。資料 5-2 の説明は以上になります。

資料 5-3 は、赤穂農業地域の拡大についてです。場所は赤穂市新田になっています。山陽自動車道赤穂インターチェンジの南西、J R 播州赤穂駅からは北西に約 2.5 キロに位置しています。現在、全域が都市地域に入っています。そこに農業地域を加えまして、農業地域を 68.9 ヘクタール拡大します。変更する理由としては、ほ場整備事業の区域とし、総合的な農業の振興を図る

ため、農業振興地域に編入予定です。土地の利用に関する事項としては、農振農用地区域を設定し、ほ場整備事業の実施により、農業地形成を図ります。その他、事業に関する事項としまして、農振法による農業振興地域に令和8年3月に編入予定となっています。地域住民等への協議状況ですが、赤穂市が新田自治会、木生谷自治会、折方自治会への説明会を令和7年3月に実施しており、この際、住民からの要望は特にありませんでした。資料5-3の説明は以上となり、ここまで農業地域の拡大3市町分の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございます。いずれも、都市地域に農業地域を被せるというもので、森林等の縮小はないということと、全てほ場整備によってということ。住民からの要望はいずれもないということだと思います。まず、この3件につきまして、御質問、御意見いただきたいと思いますが、何かございますでしょうか。

○1番委員

この変更自体に対する意見ではないのですが、そもそも何でこの地域は都市地域に指定されていて、このタイミングで、このような変更に至ったのかということをお説明いただくとありがたいです。

○事務局

この地域が都市地域であることにつきましては、すべて市街化調整区域ではあるのですが、都市計画区域ということで、そこは自動的に都市地域になっております。この度、農業地域を設定させていただききっかけに関しましては、農振地域への編入が契機で、農振農用地区域に編入させて、ほ場整備を入れたいということになります。

○1番委員

ももとは市街化調整区域で、場合によっては市街化区域になる可能性があったけれども、それが見込めないから農業地域を被せるという認識でいいのですか。

○事務局

市街化調整区域でいずれ市街化区域に入れるというわけではないです。

○1 番委員

そういう可能性があったから、市街化調整区域として使っていたけれども、市街化される見込みがないので、農業地域を被せるといふことなのかと私自身は思ったのですけれども、そういう意味ではないのですか。

○事務局

基本的におっしゃるとおりです。高度経済成長期に、人口がどんどん増えるような時代は、基盤整備をしながら、市街化区域を少しずつ広げていくというのが線引き都市計画区域の考え方でした。当時は、将来的に市街化区域に編入する可能性はあったのですけれども、人口減少社会になった今では、市街化区域の拡大というのはなかなか見込みにくいということもありますし、今、農業基盤が整っているということですので、ほ場整備するために農振地域に入れる。そのために農業地域を設定するという考え方になります。

○1 番委員

ありがとうございます。

○会長

他いかがでしょうか。

○2 番委員

資料 5-2 なのですけれども、この面積のピンクで囲まれている中に、ため池かダムが入っていて、幾らかの面積を占めていると思いますが、これも農業地域に入るという解釈でよろしいでし

ようか。農業をしようにもできないエリアかと思いますが。

○事務局

ため池の部分も含めて農業地域ということになります。

○2番委員

農業用の施設だから、農業地域という解釈ですか。

○事務局

その解釈です。

○2番委員

ありがとうございます。

○会長

その他、いかがですか。

○3番委員

資料5-2ですけれども、森林地域については、変更前0.7ヘクタール、変更後0.7ヘクタールということで変更がないのに、こういうふうな書き方は必要なのですか。

○事務局

現状の地域の情報について漏れなく記載するという解釈で、森林地域についての情報も書いております。

○3番委員

地図で森林地域がどこなのかがわかりません。

○事務局

右下の図では、縮尺の関係で非常に見えづらくなっておりまして、丁度、ピンクの区域囲みの上の縁の部分でいくらか入っている部分があります。

○事務局

42.2 ヘクタールのところに森林地域も重なっていますので、そういう表記をしています。

○会長

42.2 ヘクタールのうちに、0.7 ヘクタールが含まれているということですか。

○事務局

はい。内数です。

○3番委員

わかりました。

○4番委員

同じ案件ですけれども、森林地域の地域森林計画対象民有林と農振農用地域が重複することはあるのですか。

○事務局

参考資料8を御覧ください。土地利用基本計画の部分で、重複地域をどうするのかということを書いた表で、その縦と横で見ていただいたらいいのですが、農業地域の農用地と森林地域のその他のところの重ね合わせを見ていただいたら、④となっております、「原則として農用地としての利用を優先するものとするが、農業上との利用との調整を図りながら森林としての利用を認める」となっております、要は重複ありという趣旨で、優先度は農地の方が高いという部分になっております。

○4番委員

ありがとうございます。

○会長

その他、いかがでしょうか。

○5番委員

この後の資料5-4以降も、今から申し上げることの逆のことが言えるかもしれないのですが、この資料5-1から5-3に共通して、農業地域に変更していくということで、例えば、今後、具体的に農業がしたいとか農業するとかいうような利用計画、御本人の意思なり、住民の要望は特にないというふうに書いてあるのですが、具体的に農業地域にしたところで、活用される予定が現段階でわかっているのかどうかを教えてください。

○事務局

5-1から5-3まで含めた一般的な話になりますが、この3つの区域につきまして、すでに具体的にどのような事業を入れて、どうやっていくかという方向は決まっております。要は、具体的に整備して、農業していきましょうということに間違いがない地域になっております。

○5番委員

ありがとうございます。

○会長

この5-2に関しては、非常に早い段階で、住民説明会等をしていますが、このタイムラグは何か理由があるのでしょうか。

○事務局

いよいよ具体化して、農業地域にしないと農振法との整合がとれないというタイミングになっておりますので、事業が走り出した段階での説明会とは、少しタイムラグが生じることがございます。

○会長

他はいかがでしょうか。

御意見、御質問が出尽くしたということですので、まずこの3市町分について、賛否の確認を

したいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。

○委員

(全員挙手)

○会長

全員ということで、ありがとうございます。そうしましたら、続きまして、4市分、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

続きまして、農業地域の縮小に関する案件4市分になります。現在、市街化区域と市街化調整区域を区分する区域区分に関して、5年に1度の見直しを行っておりまして、これに関連して、農業地域の縮小が4市分続きます。

それでは、資料5-4は、小野農業地域の縮小についてです。場所は小野市黒川町になっています。小野市役所の南東に位置しております。現在、都市地域と農業地域に入っています。この農業地域を3.7ヘクタール縮小します。変更する理由としては、令和8年度から土地区画整理事業により、商業・文化・行政等の施設を整備する計画が進められていることから、当該区域における総合的な農業の振興を図る必要がないため、農業振興地域を除外します。土地の利用に関する事項としては、市街化区域に編入し、土地区画整理事業の実施により、商業・文化・行政等の施設を整備し、良好な市街地形成を図ります。地域住民等への協議状況ですが、小野市が黒川自治会への説明会を令和6年8月に実施しており、この際、住民からの要望は特にありませんでした。資料5-4の説明は以上です。

それでは、資料5-5、加西農業地域の縮小については、同じ市内での地区の数が多く、さらに枝番をつけて、資料を4つに分けております。加西市の案件に共通する事項として、加西市においては、今年度末をめどに区域区分の廃止が予定されており、現在、市街化区域に指定されてい

る地域のほか、市街化調整区域の地区計画の区域等に用途地域の指定が予定されています。では、資料 5-5-1 をお願いいたします。まず 1 つ目は、場所が加西市中富町です。中国自動車道加西インターチェンジ周辺になります。現在、都市地域と農業地域に入っています。この農業地域を 63.2 ヘクタール縮小します。変更する理由としては、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律、いわゆる農村産業法に基づく実施計画及び地区計画により、産業団地の整備が進められており、当該地域における総合的な農業振興を図る必要がないため、農業振興地域を除外します。土地の利用に関する事項としては、市街化調整区域の地区計画により、産業団地を整備し、今後、用途地域の指定を予定し、良好な土地利用を図ります。地域住民への説明としては、地区計画決定時の平成 28 年から平成 30 年にかけて行っており、その際、住民からの要望は特にありませんでした。続きまして資料 5-5-2 をお願いします。2 つ目は、場所が加西市北条町東高室です。位置図では見えていませんが、北側にある北条鉄道北条町駅から南東に 1.3 キロに位置しています。現在、都市地域と農業地域に入っています。この農業地域を 11.4 ヘクタール縮小します。変更する理由としては、地区計画に基づき、事業所や商業施設等の整備計画が進められていることにより、当該地域における総合的な農業振興を図る必要がないため、農業振興地域を除外します。土地の利用に関する事項としては、市街化調整区域の地区計画により、事業所や商業施設等を整備し、今後、用途地域の指定を予定し、良好な土地利用を図ります。地域住民への説明としては、地区計画決定時の平成 27 年から平成 31 年にかけて行っており、その際住民からの要望は特にありませんでした。次に資料 5-5-3 をお願いします。3 つ目は、場所が加西市繁昌町になっています。加西東産業団地という産業団地の南に位置しています。現在、都市地域と森林地域と農業地域に入っています。この農業地域を 25.5 ヘクタール縮小します。変更する理由としては、地区計画に基づき産業施設用地の整備計画が進められていることにより、当該地域における総合的な農業振興を図る必要がないため、農業振興地域を除外します。土地の利用に関する事項

としては、市街化調整区域の地区計画により、産業施設用地を整備し、今後、用途地域の指定を予定し、良好な土地利用を図ります。地域住民への説明としては、地区計画決定時の令和4年から令和7年にかけて行っており、その際、住民からの要望は特にありませんでした。次に資料5-5-4をお願いします。4つ目は、場所が加西市鶉野町になっております。北条鉄道法華口駅から北東約2.0キロに位置しております。現在、都市地域と農業地域に入っています。この農業地域を6.8ヘクタール縮小します。変更する理由としては、産業拠点機能を有する地区に隣接しており、産業的土地利用が見込まれること、また、市都市計画マスタープランにおいて、「副都市核」に位置付けられていることにより、当該地域における総合的な農業振興を図る必要がないため、農業振興地域を除外します。土地利用に関する事項としては、特定用途制限地域（既存事業所等周辺地区）を決定し、事業所等を整備予定で、また今後、用途地域の指定を予定し、良好な土地利用を図ります。地域住民への説明としては、特定用途制限地域の説明として、令和7年に行っており、その際、住民からの要望は特にありませんでした。いずれの地域においても、その他、事業に関する事項としまして、農振法による農業振興地域を令和8年3月に除外予定となっております。ここまで資料5-5関係の説明は以上となります。

続きまして、資料5-6は、加東農業地域の縮小についてです。場所は加東市下滝野になっております。JR加古川線滝野駅から南西約600メートルに位置しています。現在、都市地域と農業地域に入っています。この農業地域を6.3ヘクタール縮小します。変更する理由としては、当該地域の既存中学校の敷地に、小中一貫校を建設する計画が進められていることにより、総合的な農業振興を図る必要がないため、農業振興地域を除外します。土地の利用に関する事項としては、市街化区域に編入し、良好な市街地形成を図ります。その他、事業に関する事項としまして、農振法による農業振興地域について、令和8年3月に除外予定となっております。地域住民との協議状況ですが、加東市が下滝野自治会への説明会を令和7年7月に実施しており、この際、住

民からの要望は特にありませんでした。資料 5-6 の説明は以上になります。

次に、資料 5-7 は、たつの農業地域の縮小についてです。場所はたつの市新宮町になっております。J R 姫新線播磨新宮駅の北に位置しています。現在、都市地域と農業地域に入っています。この農業地域を 3.6 ヘクタール縮小します。変更する理由としては、現在、複数の公共施設が立地している既存市街地であり、たつの市新宮総合支所の複合的な利活用や小中一貫校建設などの計画が進められており、総合的な農業振興を図る必要がないため、農業振興地域を除外します。土地の利用に関する事項としては、市街化区域に編入し、市総合支所を複合的に利活用するとともに、小中一貫校を整備し、良好な市街地形成を図ります。その他、事業に関する事項としまして、農振法による農業振興地域について、令和 8 年 3 月に除外予定となっております。地域住民等への協議状況ですが、たつの市が新宮地区住民への説明会を令和 5 年 12 月などに実施しており、この際、住民からの要望はありませんでした。資料 5-7 の説明は以上となり、ここまで、農業地域の縮小 4 市分の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございます。ただ今、事務局から 4 市分について御説明いただきました。こちらは、逆に農業地域を外すという案件ということですが、皆様から御質問、御意見をいただきたいと思っています。いかがでしょうか。

○6 番委員

教えていただきたいのですが、資料 5-6 の加東農業地域の縮小の件ですけれども、これは、もともと都市地域と農業地域が重なっていて、表で見ると、農業地域の方を優先するというふうになっていると思いますが、すでに建物がいっぱい建っているのは、どういうことなのでしょう。

○事務局

この地区は、線引き都市計画区域の市街化調整区域でございまして、すでに中学校が建っている地区になります。農業地域は全般的にかかっている、これまで都市地域と農業地域の両方がかかっているという状態でした。ただ、実態としての土地利用は中学校が建っていて、割と都市的な土地利用がなされています。

○6番委員

中学校が建つときには問題はなかったのですか。

○事務局

はい。市街化調整区域のままで必要な中学校を建てたということです。

○6番委員

それは農振地域でも建つのですか。

○事務局

はい。農用地区域は駄目ですが、農振地域だけなので建ちます。

○6番委員

わかりました。また、先ほどからずっとある「住民からの要望特になし」というのは、こういうものはもともと住民からの要望で成り立っていると思います。そればかりではないでしょうが、住民がOKと言っているからここまで来ているわけで、「要望がない」ということは反対意見がなかったということですか。

○事務局

はい。そういう趣旨です。

○6番委員

わかりました。ありがとうございます。

○事務局

「要望」という表現がどうかとさっきから思っています、「住民からの意見」とか何かそういう書きの方がふさわしいかと思えます。

○6番委員

要望だったら、「もっと進めて欲しい」や「早くやって欲しい」など、いろいろ出てくるだろうなと思います。

○会長

ありがとうございます。お願いします。

○7番委員

1点確認と1点お聞きしたいことがあります。小野市と加西市の4件は、おそらく最近、南海トラフ地震対策などで、産業用地を都市部の臨海地域の方から高速道路近辺、内陸の方に移していくという大きな流れがある中で、農振地域を外して、工場用地として、高速道路周辺、加西市、加東市や小野市の方にどんどん工場が建っていっているという流れの中の1つとして見てもいいのかというのがまず1点確認です。2点目の質問ですけれども、私の認識の中で、各市町において、農振地域の面積はある一定確保されなければいけないという、市町の中の暗黙の了解みたいなものがあって、農振地域をある一定外したら、外した分と同等分だけ農振地域を被せていくというようなイメージがあったのですけれども、今回外していくなかで、加東市などで新たにまた農振地域を被せていく地域があるのか、もう農振地域が減っていくだけで、今回進んでしまうのか。説明をお願いしたいと思います。

○事務局

1点目についてお答えさせていただきます。全体の流れの中で、産業用地を内陸部という御質問でしたが、今回、産業団地というのは主に各市町の方で誘致したりしている部分でございまして、もちろん県の産業関連部局でも誘致していこうという中ではありますが、あえて内陸部に

という動きは、こちらでは把握していません。それぞれの地区で、地区計画などがすでにある、あるいは、農産法などの制度を活用しながら、ある程度、土地利用の計画を固めて、産業団地をつくっていかうというものであります。

○事務局

総合農政課でございます。2点目の農振地域が減る一方でいいのかという御指摘ですけれども、御承知かもしれませんが、農業振興地域につきましては、農業振興地域という白地といわれる部分と、その中に農用地区域という本当に将来的に守っていく農地の2種類がございます。市町が農業振興地域の中に農用地区域という区域を設定することになっております。こちらにつきましては、委員が言われましたとおり、開発などに規制もかかりますし、守っていくべき農地としても担保されており、無下に開発ができない土地になっております。対して、農業振興地域の中でも白地地域につきましては、先程もすでに建物が建っているではないかという御指摘がありましたが、そこに関しては、開発規制がかからない、本来は農業を振興するための地域としてエリア設定をされておりますが、そこまで規制がきつくないということが1点ございます。小野市に関しましては、今回、除外がありますが、この区域以外で農業振興地域の白地地域から農用地区域に編入しようとしている動きもありますので、トータルで見て、減らない配慮をされているということになります。

○会長

その他、いかがでしょうか。

○1番委員

教えていただきたいのですが、加西市は令和8年3月をもって、区域区分を全市的に廃止されるということで、今回はそれに伴って、変更対象として挙がっている資料5-5-1から5-5-4までの区域は新たに用途地域を設定されるということですが、先ほどの参考資料8を拝見すると、基

本的に用途地域がかかっているところは、都市地域の一番左の区分になると思うのですが、それ以外のところはその他の区分のところに移るという変更になるという理解で良いのでしょうか。

○事務局

今回の変更に関してですか。

○1 番委員

すみません。今回の変更というよりも、全市的に区域区分を廃止すると、市街化調整区域という区分がなくなりますよね。そうすると、従来、市街化調整区域だったところの扱いとしては、その他の扱いになるということでしょうか。

○事務局

基本的な事項としては、そのとおりでございます。今まで市街化区域だったところは用途地域がそのまま残るので用途地域の区分になり、参考資料8の表でいうと、一番左の区分、市街化区域及び用途地域の区分であることに変わらない状態であります。市街化調整区域だったところは、今後、いわゆる都市計画区域の白地地域なのですが、その他の区分のところになるというのが一般的なところでございます。ただ、今回挙げさせていただいた案件は、これまで市街化調整区域だったところに用途地域を指定するという特殊な部分でございまして、市街化調整区域の枠だったところを市街化区域及び用途地域の枠に変えるという箇所を4ヶ所挙げさせていただいております。

○1 番委員

ちなみに、現況は、市街化調整区域において地区計画が定められた状態ですけれど、これは地区計画があったとしても、この表上は市街化調整区域になるのでしょうか。

○事務局

そのとおりです。

○会長

その他いかがでしょうか。

○4番委員

同じ件に関連してですけれども、5-5-1 から 5-5-3 の地区計画決定済の区域と今回の用途地域の指定区域は、同じ面積ということになるのでしょうか。例えば、5-5-1 でいくと、もともと 63.2 ヘクタールの市街化調整区域の地区計画が決められていて、そこで区域区分が廃止され、用途地域が指定され、農業振興地域が縮小されたというふうに見たらいいのですか。

○事務局

今回の調整区域の地区計画が設定されている区域となっている 3ヶ所については、全て地区計画の区域に用途地域が指定される予定ということです。

○4番委員

資料 5-5-1 だと、63.2 ヘクタールの地区計画が定められていたところが、今回用途地域に指定されて、農業振興地域がその分縮小するというふうに見たらいいということでしょうか。

○事務局

はい。そうなっております。

○4番委員

もう 1 点、資料 5-7 のたつの市新宮町の区域で、この航空写真の右側部分に建物がありますよね。ここはもう農業振興地域は外れているのです。今回除外するところがいびつな形になっていますが、この周りの状況はどうなっているのでしょうか。

○事務局

右下の土地利用基本計画図の方を見ていただいて、農業地域が濃い黄色の縁取りになっている部分になるのですが、この右下の部分というのは、すでに農業地域から外れている部分になっ

ております。

○4番委員

農業地域がなくなっていて、今回の部分の農業地域を外せば、ほぼ現況の土地利用に近い形で、農業地域が外れてくるというふうに見たらいいということですか。

○事務局

はい。

○会長

いかがでしょうか。その他、ございませんでしょうか。

そうしましたら、意見が出尽くしたようですので、この4市分につきまして、賛否の確認させていただきます。賛成の方、挙手をお願いいたします。

○委員

(全員挙手)

○会長

ありがとうございます。全員賛成ということで、よろしくをお願いいたします。

そうしましたら、報告案件につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

続いて、報告案件について御説明いたします。まず、こちらの森林地域の縮小の取扱いについて、参考資料7を御覧ください。参考資料7「兵庫県土地利用基本計画の変更における森林地域の縮小案件の取扱いについて」という資料でございます。五地域区分の変更にあたっては、諮問の手続を行うことが原則となっておりますが、森林地域の縮小案件についてのみ、「兵庫県土地利用基本計画の変更における森林地域の縮小案件の取扱いについて」にありますとおり、平成23年2月16日開催の第54回兵庫県国土利用計画審議会において取扱いを決めていただいております。

内容としては、森林地域の縮小案件のうち、資料の第1と書いている部分ですが、五地域のいずれにも該当しない白地地域となる場合には、当審議会の意見を伺うということで、一旦、林地開発許可取得時に国土利用計画審議会へ情報提供をして、その上で、完了確認後に諮問させていただくという運用になっております。資料の下、第2のところですが、白地地域を生じさせるものの以外で、縮小後に他の四地域のいずれかが残る場合は、国土利用計画審議会として適当と認められたものとして取扱い、林地開発許可の完了確認後に報告案件とさせていただくという運用をさせていただいているところでございます。今回、報告案件に該当するものが1件となっております。

それでは、案件の具体的な中身について御報告させていただきます。資料5-8をお願いします。神戸森林地域の縮小です。場所は神戸市北区道場町生野で、中国自動車道神戸ジャンクション、神戸電鉄三田線道場南口駅の東に約2キロに位置する森林です。現在、都市地域及び森林地域に属していますが、太陽光発電設備の設置により、森林法に規定する民有林の指定が外れるため、森林地域の縮小を行うものです。変更面積は15.8ヘクタールです。森林法に基づく林地開発許可日は令和2年11月6日、完了確認日は令和7年3月27日となっております。神戸市の太陽光条例に基づく許可日は令和3年11月4日、完了確認日は令和7年3月28日となっております。安全性、防災性に関する事項につきましては、森林法の許可基準によって整備しており、工事完了も確認済です。神戸市太陽光条例の施設基準にも適合しております。地域住民との協議状況ですが、生野自治会に平成30年5月から令和2年2月までに計5回、説明会を実施しております。その際、住民の方から、災害防止対策や事業終了後の対応についての要望等が出されております。要望に対する対応といたしましては、兵庫県の総合治水条例に基づく重要調整池技術基準に基づく防災施設等の設置、神戸市太陽光条例に基づく市との協定締結等について説明を行っております。報告案件の説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○会長

御説明ありがとうございます。報告案件につきまして、御質問等をお願いいたします。

○8番委員

お尋ねいたします。北区道場町の太陽光発電の設置事業ということで、神戸市ホームページで少し確認をしたら、事業規模が約19ヘクタールと書かれていました。今回変更になるのが15.8ヘクタールということで、数値の乖離が見受けられ、腑に落ちないところがありますので、説明いただきたいと思います。もうひとつ、事業を行っていく上で、セトウチサンショウウオやギフチョウという希少種が確認されたということで、今後3年間モニタリングの調査予定というような文言も見受けられたのですが、そのあたりの対応について、補足説明していただければと思います。

○事務局

1点目について、私の方から答えさせていただきます。神戸市のホームページに載っていた面積は実際の開発区域の周りの保全する森林として残す部分も含めた面積になっています。今回、この資料に挙げております15.8ヘクタールにつきましては、実際の開発区域を記載しているものとなっております。希少種の件につきましては、こちらでは今現在把握しておりません。

○事務局

それは個別法での対応になりますので、こちらの審議会で御説明するのはなかなか難しいのですけれども、個別法の方もきちんとやってくださいということは市に伝えるようにいたします。

○事務局

法アセスや条例アセスで、法アセスに比べて条例アセスは面積を下げたりしているのですけれども、多分そちらの方で、そういうことを求めているのではないかとは思いますが、その辺、また確認しておきます。

○8番委員

わかりました。あと、県の総合治水条例に基づく調整池ということで県のホームページを見ますと、重要調整池ということで1ヘクタール以上の開発行為を行う場合、雨水の流出を抑制していき、その適正な管理をしていくということなのですが、ここら辺の文言の補足説明をいただけたらと思います。

○事務局

今おっしゃっていただいたとおり、総合治水条例に基づいて、一定規模以上の開発がかかる場合は、技術基準を満たした調整池を設置しなさいという規定になっておりまして、そのとおり実施されているという報告を受けておりますので、技術基準を満たした調整池をちゃんと設置し、雨水の流出を防ぐような工夫をしていますということを書いているものになります。

○8番委員

これは太陽光発電の事業で、総合治水条例に基づく調整池が要件として当たるという理解でよろしいですか。

○事務局

要は開発行為を行う場合という趣旨ですので、事業者と開発者は大体で同じですので、この場合、太陽光発電施設に限らず、通常の宅地開発など、1ヘクタール以上のそういった土地の改変を行う際には、総合治水条例に基づく調整池の設置を求めています。

○8番委員

今までの諮問案件でも、この総合治水条例が関連した条例になってくるのか否かはいかがですか。

○事務局

もちろん都市計画法や森林法でいう一定規模以上の開発行為を行う場合というのは、総合治水条例を満たすことが求められますので、そういった開発行為があった場合は関連になりますが、

今回に関しては、具体的に今からその開発行為を行うものが含まれてないので、たまたまそういう案件は含まれていないということになります。

○事務局

今後また開発計画が具体に出てきたときに、それが一定規模の開発であれば、総合治水条例に基づく手続が出てきます。

○8番委員

わかりました。ありがとうございました。

○会長

これはもう森林伐採して、太陽光パネルを設置した案件ということなのでしょう。

○事務局

その通りでございます。

○会長

その他いかがでしょうか。

○7番委員

住民からの要望等のところに、事業終了後の撤去を含めた事業計画の策定、事業終了後の緑化というのが要望で上がっているのですけれども、要望に対する対応のところに、事業計画を策定したとか緑化を約束したという文言は全くないのですけれども、どのような対応がなされたのか、もしくは協議中なのか、教えてください。

○事務局

治山課でございます。当課は、森林法や林地開発許可を所管している部署になります。撤去後の計画ということですが、林地開発許可におきましては、撤去後の処置までは求めていない状況です。神戸市の太陽光条例などで、最後のパネルの廃棄費用などを積み立てるようなルー

ルがございますので、そのあたりで事業者が住民に説明されたというふうに聞いております。発電した後の緑化についてまで、正直把握はしていないのですが、森林法の中での扱いでいきますと、一度林地開発許可を取ってパネルを設置し終わったところにつきましては、森林の区域から除外するということになりますので、緑化をどこまでするかというのは、事業者の判断になってこようかと思っております。

○会長

その他いかがでしょうか。

○2番委員

区域内で、単に森林を伐採して太陽光発電の施設にされるのか。切土盛土があるのか。そういうものがあつたとすると、この黄色で囲われているところの左の谷部に、多分ため池が段々になっているかと思うのですけれども、そこに流入してくる水の流れが大分変わってくると思うのですが、そのあたりの利用者との協議がなされているのかということをお伺いします。

○事務局

林地開発許可におきましては、災害、水害を起こさないことや水をきちんと確保することといった観点が審査の項目に入っております。基本的には、水の利用がありますので、流域を変えないように指導や審査をしております。委員が御指摘のとおり、こういった大規模なパネルの設置においては、単に木を切るだけではなくて、切り盛りの造成工事を行った上で、流末に調整池を設置して、安全に水を流し、なおかつ流域面積は変えずに、下流のため池利用に影響がないようにということを審査しております。

○会長

その他いかがでしょうか。

○1番委員

この案件についてではないのですけれども、今回このルール上、都市地域と森林地域がもともと重複してかかっている、森林地域を外すけれども、白地地域が発生しないから報告案件になるという抜け道みたいな話なのかなと思ってしまいます。参考資料7だと、白地地域が生じた案件で、これまでに同じような太陽光発電設備設置で6件、これは報告ではなく、審議事項として上がったという話だったかと思います。そもそも、森林地域と都市地域が重複してかかっていること自体に違和感があり、かなり昔にかけた指定だと思いますが、当時の都市地域としてかける理由、この地域として、ゆくゆくどういうふうな土地利用をしていくという想定と、果たして今回、こういうふうに太陽光パネルのために森林を伐採するというのが、本当に整合しているのかどうかということが、すごく私的には違和感があります。これは今まさに、国会でも議論になっているような話なので、ゆくゆくは変わっていくのかもしれないですが、何か、実際に、今日前半で議論した基本計画の話とかとも、全く整合しないような話が後ろで動いていて、それはルール上、仕方ないのはよくわかっていますが、都市計画区域の指定そのもの等に関して、例えばこの基本計画を通じて、改めて検証するとか、そういうきっかけのタイミングなのかなと思いますが、そういう御予定はありますか。また、その必要性等については、どのようにお考えでしょうか。

○事務局

都市計画区域の関連ですが、この五地域の都市地域については都市計画区域である部分にかかっているものになります。この案件は神戸市ということで、市街化を抑制する区域と市街化を積極的に推進していく区域に分けて、全体として土地利用を考えていこうという区域でございますので、今、市街化調整区域だけを都市計画区域から抜くというのは都市計画の観点から言っても、ない話とっております。市街化調整区域の森林の部分を都市地域とするということの是非については、現状を見たら確かに違和感というのはあるかもしれませんが、全国ルールとして、市街化調整区域も含めて、一律に都市地域としています。都市として、土地利用コントロールをする、

都市の観点からもコントロールすべき地域という趣旨です。そういう部分となっておりますので、今から都市地域を抜いていくということは、非現実的かなと考えております。

○1 番委員

この案件はこの案件で、正当な手続きだということは理解しています。一方で、都市計画区域の指定は県の決定、裁量事項ですので、本来的に、森林として守るべきところは守るとか、そういうことを前半議論したはずなので、現実的な意味で、すぐにどうこうというわけではないのですが、いろいろ人口動態の変化などもとらえて、そういうことを総括して、適切に修正すべきところは修正するようなタイミングなのではないかなという意見です。

○事務局

もう少し追加で御説明させていただければと思いますが、まず都市計画と土地利用基本計画でいう都市地域などの五地域の調整の考え方について御説明したいと思います。もともと、都市として一体的に整備、開発、保全するところをまとめて都市計画区域に指定します。ですから、都市計画区域の中には、市街化をどんどんやっつけていこうというところもあれば、都市の中で保全していきたいところもあります。市街化調整区域の中には、いずれは市街化区域にしたいが今はまだしないというところと、ずっと保全したいところの両方が含まれています。そういう都市計画の区域を指定しようとする場合に、農業振興地域や自然公園などいろいろなもの同士、重複してはいけないところがあるので、ちゃんと調整できているか確認するために使っているのが土地利用基本計画になります。重複したらいけないところ同士を上手に調整して、こちら側は今回縮小しましょう、こちら側は拡大しましょうと、そういう調整がきちんとできているかどうかを見ている計画です。そのため、まずは一体としての都市として、整備、開発、保全するかどうかというのは、個別法である都市計画法の方で検討が進められるものです。委員がこれはどうなのかとおっしゃったのは、市街化調整区域で保全すると言っているにも関わらず、太陽光パネルがどん

どんできてしまっているのではということだと思います。それは今回の国土利用計画の中でも、いろいろ書いたのですけれども、今の状況だと、都市計画法では規制できず、そのため、県では太陽光条例を作ったり、神戸市でも太陽光条例を作って、一定の規制をかけるようにしています。やはりそれだけでは全国で同じようなトラブルが起きているので、国でも考えないといけないのではないかという動きが出ているというのが今の状況です。そういうことを御理解いただき、今回の土地利用基本計画で何かやるから個別法の方で従ってくださいというのは、この計画の性格とは違うということをお理解いただければと思います。

○1番委員

わかりました。

○会長

ありがとうございます。そうすると、例えば、現状だと神戸市の森林の右側の部分が都市地域にも被っているということになると、現状の法体系では、太陽光パネルができてしまうということなのではないでしょうか。森林を伐採して、条例に引っかからなければ、太陽光パネルができてしまうという状況という理解でよろしいのでしょうか。

○事務局

太陽光条例や森林法など関係法令が全部クリアできたら、都市計画法では太陽光パネルを止めることはできない状況です。

○事務局

そういった法制度がいいのかの是非が、今、国で議論されているところです。おそらく、今後何らかの方針が、そんなに時間かけずに出てくるのではないかと思います。

○会長

セトウチサンショウウオやギフチョウがいるという状況の中で、この太陽光パネルが設置され

ているとのことなので、少し納得しにくいというのは感じました。

他いかがでしょうか。

○2番委員

この案件についてもう1つ気になるのが、結構地形が複雑で、新名神高速道路のトンネルの上にこの区域が重なっていると思いますが、さっきの切土盛土などがあつたとき、高速道路の事業者は、今走っている高速道路の上でそういうことがありますということ把握していらっしゃるのですか。

○事務局

そこまで把握はしていないのですが、現地の状況からすると、この高速道路よりも南の部分につきましては、さほど大きな切り盛りがない状況です。

○2番委員

わかりました。

○会長

他はいかがでしょうか。報告案件が一番議論が多くなるという状況になっていますので、もしないようでしたら、報告案件につきましては、参考資料7で示された内容とおりにという形での取扱いということで、当審議会としては、支障がないといえますか、現状では、このとおりに従うしかない状況なのですけれども、そういう形で取扱いをさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員

(全員首肯)

○会長

いろいろな問題が噴出しましたので、また引き続きこの辺は少し直視して、状況を把握できればと思います。

そうしましたら、以上で審議が終了いたしました。項目ごとに賛否を確認させていただきまして、全て全員賛成と承っております。全体として、本日の案で妥当ということで答申したいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

○委員

(全員首肯)

○会長

ありがとうございます。全員異議なしということですので、賛成ということで答申させていただきたいと思います。今回の2つの項目ともに、もし、今後微修正が生じた場合に趣旨の変更が生じた場合を除きまして、特に趣旨には影響がないという状況でしたら、事務局と相談させていただきまして、私に一任していただきたいと思いますと思いますが、それで御異議ないでしょうか。

○委員

(全員首肯)

○会長

ありがとうございます。では、そのような取扱いとさせていただきます。

以上をもちまして、本日の審議は終了いたしましたので、進行を事務局にお返しいたします。

○事務局

会長、委員の皆様、ありがとうございました。本日御審議いただきました兵庫県県土利用計画のうち、第六次国土利用計画（兵庫県計画）につきましては、2月の県議会の議決を経まして、3月下旬に告示を行う予定となっております。

以上をもちまして、第72回兵庫県国土利用計画審議会を閉会いたします。本日は長時間にわたり、ありがとうございました。